



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第46号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	4
放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則	（ " ）	5
放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則	（ " ）	6
島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	7
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	8
特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	9
島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則	（ " ）	12
島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	12
島根県公安委員会が行う不利益処分を取扱いに関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	12
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ " ）	16

公 安 委 員 会 規 則

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第 7 号

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和35年島根県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第 3 号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立て（道路使用については審査請求。以下同じ。）をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第4号及び様式第5号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが

できなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第8号

警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会委員の委嘱及び解嘱等の手続に関する規則（平成13年島根県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「委嘱します。」を「委嘱します」に、「島根県公安委員会」を「島根県公安委員会 印」に改める。

様式第2号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）

備考

- 1 ※は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが

できなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1 又は 2 の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第 3 号中「承認します。」を「承認します」に、「島根県公安委員会」を「島根県公安委員会 印」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第 9 号

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中

「（不服の申立て）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を

被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。

（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1 又は 2 の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第10号

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則（平成18年島根県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）を被告として、この処分についての取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。」

を

「教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

に改

3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

める。

様式第7号中

「 不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60

日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に島根県（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）を被告として、この処分についての取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。」

を

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第11号

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則の一部を改正する規則

島根県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「島根県公安委員会」を「島根県公安委員会 」に改める。

様式第2号中「島根県公安委員会」を「島根県公安委員会 」に、

「（不服の申立）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。（※た を

だし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考

- 1 ※は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。 」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 に

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 」

改める。

様式第3号中「島根県公安委員会」を「島根県公安委員会 」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第12号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則の一部を改正する規則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同法」を「法」に改める。

第3条を次のように改める。

（報告）

第3条 警察本部警務部総務課長は、不服申立てがあったときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

第4条中「同法」を削り、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第21条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条」に改める。

第6条第1項中「第34条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条第2項中「第35条」を「第26条」に改める。

第7条中「同法」を削り、「第36条」を「第39条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第13号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

- 「1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号中

「この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号中

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（※ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号中

- 「1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（※ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第14号

島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則

島根県警察公文書管理規則（平成23年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表7の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「、決定」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第15号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	50	80	144	95	130	499	220	719
警察署	22	69	230	312	375	1,008	103	1,111
計	72	149	374	407	505	1,507	323	1,830

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第16号

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則（平成10年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「行う」の次に「生活安全部門における」を加える。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定に基づき島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う不利益処分取扱いに関して、法令に定めがあるもののほか、不利益処分名宛人に対する通知の方法その他必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 条件の付加又は変更 様式第5号

第3条の見出し中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条中「名あて人」を「名宛人」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、不利益処分取扱いに関し必要な事項は、島根県警察本部長が定める。

様式第1号から様式第3号までの規定中

「(不服の申立て)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）。（※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）

備考

- ※は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項の規定により異議申立てをすることができない場合は、異議申立ての教示部分を削ること。

「教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対

する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第4号中

「(不服の申立て)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として提起することができます(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)(※ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

備考 ※は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。」

「教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

改める。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 (第 2 条関係)

島根県公安委員会指令 () 第 号

許 可 の 条 件 の 付 加
変 更

様

の規定に基づき次のとおり 許可に条件を付
許可の条件を変更 します。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第17号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県情報公開条例の部第21条第2項の項中「又は決定」を削り、同部第28条第1項の項中「閲覧要求」を「写しの送付等」に改める。

別表島根県個人情報保護条例の部第35条第2項の項中「又は決定」を削り、同部第42条第1項の項中「閲覧要求」を「写しの送付等」に改める。

別表島根県公安委員会が行う不利益処分 of 取扱いに関する規則の部を次のように改める。

島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分の取扱いに関する規則（平成10年島根県公安委員会規則第3号）	第2条第1項	不利益処分 of 名宛人に対する通知
	第3条	不利益処分 of 名宛人が所在不明の場合における告示

別表行政不服審査法の部を次のように改める。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選 of 命令
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	利害関係人の参加 of 許可
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	利害関係人に対する参加 of 要求
	第16条	標準審理期間 of 設定及び公表
	第23条	審査請求書 of 補正 of 命令
	第25条第4項	緊急の必要があると認めるときの執行停止
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	処分庁等に対する弁明書 of 提出要求
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	弁明書の提出があったときの送付
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第1項	反論書を提出すべき相当の期間 of 設定
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第2項	意見書を提出すべき相当の期間 of 設定
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書又は意見書の提出があったときの送付

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	審査請求人又は参加人に対する口頭意見陳述の機会の付与
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	申立人が補佐人とともに出頭することの許可
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	申立人がする口頭意見陳述の制限
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	申立人が処分庁等に対して質問をすることの許可
第32条第2項	処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき相当の期間の設定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第33条	物件の提出の要求及び提出すべき相当の期間の設定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	参考人に対する陳述又は鑑定を要求
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証することの決定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時及び場所の通知
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審査請求に係る事件に関する審理関係人への質問
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理関係人からの意見の聴取
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の閲覧等の実施に係る提出人からの意見聴取
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	提出書類等の閲覧等の日時及び場所の指定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第1項及び第2項	審理手続の終結の決定

別表行政不服審査法の部の次に次のように加える。

行政不服審査法施行条例（平成28年島根県条例第12号）	第12条第1項	手数料を減額し、又は免除することが適当である者の認定
-----------------------------	---------	----------------------------

別表公益通報者保護法の部を次のように改める。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）	第10条第1項	公益通報の受理及び調査の実施
------------------------	---------	----------------

別表行政事件訴訟法の部を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。